

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

石川県危機管理監室
 担当者：次長 荒木 浩一
 内線：4205
 外線：076-225-1453

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和 6 年奥能登豪雨に係る長期避難世帯の認定について、輪島市から申立てのあった2 地域、6 世帯を、調査の結果、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定する。

<輪島市>

地域	世帯数	認定日	認定理由	避難指示発令日
門前町樽見 ^{たるみ}	2	R6. 11. 28	道路、電気、水道に深刻な被害が生じており、復旧が困難であり、居住不能状態の解消に長期の日数（3～4年）を要するため	発令なし
門前町六郎木 ^{ろくろぎ}	4			
2 地域	6 世帯			

(注) 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上） ②半壊であっても解体する世帯 ③ 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊（損壊割合 30%台）	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※ 賃借は公営住宅を除く。